

新技術分野における権利保護などの制度、慣行の整備改善とともに、制度・運用の国際的ハーモナイゼーションの推進等を強力に進める。国の研究成果については、成果普及の観点からの体制等の整備を行う。さらに、研究活動を円滑に進めるため、基本規格や試験・評価方法等の標準化を促進する。なお、従来の有形の資産に加えて、無形の資産である科学技術やソフトウェア等の知的財産の重要性が十分認識されるよう、これらについての普及・啓発を推進する。

④ 創造的科学技術系人材の育成・確保

創造的な研究開発活動の実施には、その担い手となる科学技術系人材の量的質的確保が重要である。このため、創造的かつ高度な人的資本の供給源である大学院博士課程が学生並びに産業側にとっても魅力ある存在となるよう大学院の学生や博士課程を修了した若手の研究者に対する支援を行うなど一層の活性化を図る。また、「研究者・技術者」という職業の魅力を上向きさせるためには、企業、大学及び国立試験研究機関において適切な評価に基づく処遇等の改善が必要である。さらに、大学、国立試験研究機関等が、新しい時代の要請に応じて、それぞれ理念や目標を掲げ、個性を発揮することによって自由で多様かつ効果的な研究開発活動を行える体制を整備する。

また、若者の科学技術離れにも対応し、青少年にも研究開発の夢やあこがれ、科学技術にみられる獨創性・創造性を持つ魅力を正確に伝達するため、学校教育及び社会教育における科学技術に関する学習の振興を一層図るとともに、実際に科学技術に触れられる展示施設の整備や各種イベントの開催など多様な機会を提供していく。

(2) 知的資本の総合的計画的整備の推進

知的資本の整備は、必ずしもその効果が即時に表れるものではないが、中長期的な我が国の発展基盤を構築する礎である。特に、経済活動が低迷する中、民間企業の研究開発投資は停滞しており、かかる停滞は研究開発費の売上高比率の減少にみられるように、過去の景気後退局面とは異なったものとなっている。このため、民間企業は、新規産業の創出につながる研究開発、基礎的・獨創的分野における研究開発など、民間においては十分な取組が期待できない分野において、大学、国立試験研究機関等の研究開発活動へ期待を高めている。このため、近年、財政的にも特段の配慮がなされてきているところである。他方、我が国政府の研究開発投資の対GNP比率については、

各国の政府の大きさに左右される面もあるが、依然として欧米と比べて低く、また、産学官の連携を阻む制約が存在するなどの問題をかかえているのが現状である。以上のような状況にかんがみれば、政府は民間においては必ずしも十分な取組が行われぬものを中心に知的資本の整備を一層推進していくことが不可欠である。

知的資本の整備にあたっては、大学、国立試験研究機関等の施設・設備の充実等の実施を念頭に置いたハード面の整備に加え、研究開発環境の整備・充実、研究経費の確保、科学技術系人材の育成・確保等のソフトの側面についても一体的に整備していくことが必要である。知的資本の整備を実効性あるものとするため、政府は、研究開発の推進に関する総合的な方針、研究施設等の整備、その他研究開発推進のための環境整備等知的資本の整備を内容とした「科学技術基本計画」を策定し、その総合的計画的な整備を推進する。また、できるだけ早期に政府研究開発投資の倍増の実現を図る。

4. 人材の育成

これからの経済社会の変化に対応していくためには、情報活用能力や国際的な交流能力を身に付けた人材の育成が重要である。さらに、日本が世界をリードしていくよう、新たな独自の科学技術の創造を支える人材が求められている。このような人材育成のためには、教育・訓練の環境を整備するとともに、人々が生涯を通じて自由に学習機会を選択して学ぶことができる環境が必要である。また、各自の能力が企業・社会において適切に評価されることが重要である。

(1) 情報活用能力の育成

初等中等教育においては、情報機器の適切な活用体験等を通じ、児童・生徒が基礎的な情報処理・活用能力を身に付けることができるよう環境を整備する。

高等教育段階においては、情報関係の学部・学科等の整備や情報教育関係施設の設置を進めるとともに、システムをサポートするスタッフの確保、情報処理教育の質的充実のための標準カリキュラムの開発、情報処理教育研究集会、講習会の開催等の施策を講じる。

(2) 国際的交流能力の育成

国際化に対応するためには、語学力とともに、他国や自国の文化に対する理解や国際舞台で議論し行動できるコミュニケーション能力が必要である。

初等中等教育においては、生徒が直接外国人と接し、ネイティブスピーカーから生きた言語を学ぶ機会を得るため語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)を推進するとともに、他国の歴史や文化の理解などの国際理解教育の推進を図る。高等教育における留学生の交流の活発化のため、留学生の学習環境・生活環境を整備し、留学生受入の促進を図る。

(3) 産業の高付加価値化等に対応した職業能力開発

産業界をリードしていく企業等の部門管理者、研究者・技術者等の能力開発を推進するため、能力開発のための時間の確保、外部教育機関等との交流促進など環境整備に努める。

また、中小企業の人材育成、技能振興を支援するため、人材高度化支援事業の推進、優秀な技能者の登録・情報提供等活用体制の整備などを図る。

公共職業能力開発施設では、産業界の先端分野にも対応できる多様かつ高度な技能者養成のため、施設・設備、訓練内容、指導員体制の整備を図る。

(4) 社会の変化等に対応した大学の活性化

各大学が教育理念・目標を明確にした上で社会のニーズに対応した教育研究活動を自由に展開していくことができるよう、大学における学部学科の改組をはじめとした教育研究体制の見直しや、カリキュラムや教育方法の改善充実等教育研究の個性化・高度化・活性化を目指した改革をさらに支援していく。

(5) 生涯学習の促進

生涯を通じた学習機会を提供するため、生涯学習関連施設の整備や学習情報の提供、在宅学習の機会の拡充を図る。また、高等教育機関における社会人の再教育を推進するため、学習情報の提供や放送大学の全国化を図る。

(6) 能力の適切な評価の推進

個人の能力の社会における適切な評価を確保するため、産業界、個々の企業等においては、現在取り組んでいる雇用管理システムの見直しについての検討を進め、多様

な人材を有効に活用できるような採用・処遇の基準や方法を充実することなどが期待される。また、これらのうち能力評価システムについて客観性が確保されるなど、労働者、産業界等にわかりやすいものにしていくことを促進する。

5. 情報通信の高度化の促進

高度情報通信社会は、国民にとって多様な選択と自由な参加をもたらすとともに、産業分野にとっては、生産性の向上と新産業の創出をもたらすものである。高度情報通信社会は、利用者のニーズを的確に把握した魅力的なサービスが、通信コストの低減と相まって需要の拡大を生み、それがサービスの高度化・多様化をもたらし、さらに利用者の自発的参加を呼ぶことで構築されていく。高度情報通信社会の構築は、自由な競争の下に基本的には民間主導で進めるべきであり、政府は、諸制度の改善とともに、民間主体による通信に関連した社会資本の高度化を促進し、必要性を勘案しつつ公的部門の情報化を進めるなど、所要の環境整備を行う。

(1) 制度・規制等の見直し

① 情報通信の高度化のための諸制度の見直し

高度情報通信社会の構築には、産業分野の積極的な参加が必要である。自由な競争の促進、通信コストの低減、利用者のニーズに合った多様なサービスの提供、新産業の創出等のため、「規制緩和推進計画」に盛り込まれた措置を着実に実施する。また、情報通信の高度化を想定していない諸制度については、その目的に留意しつつ検討を行い、その結果を踏まえて見直しを進め、電子化された情報の処理への早期の移行を目指す。まずは、書類の電子データによる保存及び申告・申請手続きの電子化・ペーパーレス化について、高度情報通信社会推進本部制度見直し作業部会等において検討を行い、その結果を得次第、これを踏まえ、所要の規制緩和措置を講じる。

② 著作権等の在り方に関する検討

高度情報通信社会の実現のためには、新しい魅力あるコンテンツが積極的に創作・供給され、コンテンツを適切かつ円滑に利用することができる環境の実現が重要である。このような観点から、著作権等の保護と利用の円滑化のための仕組みを含め、著作権等の在り方について早急に検討を進める。

(2) 公的部門が果たすべき役割

① 公的部門の情報化

情報通信の高度化の立ち上がり時期においては、公的部門の積極的な情報通信の高度化への取組やハードウェア及びソフトウェアの調達等において、先導的な役割を果たすことが期待されている。公的部門は、「高度情報通信社会推進に向けた基本方針」及びこれを受けて各省庁が策定した実施指針に基づき、公的部門自らが利用者として、庁舎内や庁舎間LANの整備など公的部門におけるネットワークの整備を行うとともに、公的アプリケーションの開発・導入等の施策を講じる。また、平成7年度を初年度とする5か年計画である「行政情報化推進基本計画」に基づいて、電子化された情報の処理への移行を実現する。

公的部門の情報通信の高度化には、ハードウェアの整備のみならず、運営のための人材やソフトウェアが必要な場合が少なくない。そのため、「公共投資基本計画」の考え方に沿って公的部門の情報通信の高度化に必要な社会資本の整備を進めることとし、その際、高度情報通信社会の構築に不可欠な、人材の育成や使いやすい魅力あるソフトウェアの整備が極めて重要であることにかんがみ、その確保についても適切に配慮する。

② 情報通信の標準化

情報通信の高度化においては、ネットワークにおける相互運用性・相互接続性の確保が重要である。国際的な標準化の動向を踏まえ、利用者の利便性の向上を重視しつつ、公的標準の一層の普及と実施を推進するとともに、データ形式や接続手順等について、公的部門自らの標準化により社会全体への波及を図る。

6. 雇用の創出と労働市場の整備

景気に十分な回復がみられない中で、製造業を中心とする国際分業の進展等の影響もあって厳しい雇用情勢が続いているが、雇用の安定は国民生活の安定の基礎となるものであり、経済社会の変革期における最大の課題である。

このため、新たな失業の発生防止や離職者等の就職促進に努めるとともに、我が国経済構造の変革が円滑に遂行されるよう、雇用の創出や、産業構造及び労働力供給構造の変化に対応した労働市場の整備を図る必要がある。特に、今後、中長期的には新卒就職者が減少するなかで、転職といった外部労働市場を通じた産業間・企業間労働

移動がこれまで以上に大きな役割を果たすことになる。こうした労働移動については、新規入職などと比較して失業を経る可能性が大きいので、できる限り失業を経ることなく労働移動が円滑に行われるようにすることが必要であり、参入しやすく転出しやすい労働市場を整備することが今後求められる。さらに、我が国では構造変化に対しては企業内で人材のシフトを図るケースが多く、これらの促進を図っていくことも求められる。

また、規制緩和等の進展に伴って産業構造が転換する過程で労働力需給の不適合による失業問題が発生する恐れがあり、こうした面への対応も重要である。

(1) 雇用の創出

雇用機会の創出のためには、適切な経済運営により持続的、安定的な経済成長に努めつつ、これまで述べたような、規制緩和による新規事業の展開、新規事業への資金供給の円滑化、既存の産業の事業革新の支援、技術創造の環境整備等の施策を実施し、経済の活性化を図る必要がある。

特に、わが国経済の活力の源泉である中小企業について、産業政策と雇用政策の連携を図りつつ、雇用機会の創出のための環境整備を積極的に行っていくことが重要であるため、魅力ある職場づくり、出向や雇入れを通じた新分野展開を担う人材の確保に対する支援策を講じていく。

雇用機会が創出される分野等において高付加価値化や新分野展開を担い得る人材を育成するため、人材高度化に向けて、能力開発の方策に関して各種の相談援助を実施するとともに、事業主団体又は事業主が計画的に行う訓練に対する支援を実施する。また、民間の教育訓練機関の多様な展開を図ることが重要である。

(2) 参入しやすく転出しやすい労働市場の整備

① 労働力需給調整機能の強化等

転職による労働移動の増加、年齢間のミスマッチの拡大等に対し、円滑な労働移動を図るためには、労働力需給調整機能を一層強化していく必要がある。このため、国及び事業主団体等の民間部門の連携に立った雇用情報等を迅速・的確に提供するネットワークも含めた情報提供機能、転職に必要な知識の修得等のコンサルティング機能の強化を図る。同時に、創業者が事業展開にあたって必要とする人材を円滑に確保できるよう公共職業安定所の労働力需給調整機能を強化する。

また、有料職業紹介事業について、取扱職業の範囲及び紹介手数料の在り方に関し、平成7年中に、検討を開始する。労働者派遣事業の適用対象業務の範囲について、中央職業安定審議会の審議を踏まえ、見直しを進め、平成7年中に、検討結果を取りまとめる。

転職とともに増加すると考えられる系列外企業への出向・移籍を円滑に行うため、産業雇用安定センターにおける新たな出向システムの機能の強化を図る。さらに、産業構造の変化の下で、移動を余儀なくされる労働者に対しては、企業において再就職のあっ旋等失業なき労働移動のための積極的対応が行われることが望ましい。このため、業種雇用安定法の機動的な運営を図るとともに、「失業なき労働移動」の円滑化のための企業に対するコンサルティング等を行うことによって、雇用の安定のための企業の取組を支援していく。

② 労働の質の向上

需要の減少が見込まれる分野の雇用減少数と新規需要が見込まれる分野の雇用増加数がほぼ等しいとしても、両分野で求められる労働の質の内容が異なれば、労働移動が円滑に行われぬ恐れがある。

失業なき円滑な労働移動を可能とするためには、生涯を通じた教育訓練等により、労働の質の向上が図れる環境を整備することが必要である。このため、高等教育機関における社会人の再教育、ビジネス・キャリア制度の拡充等による専門的知識の段階的かつ体系的な習得を促進するとともに、在職者、離職者に対する効果的な職業訓練の充実、職業能力開発関係の情報の整備、提供を図る。また、在職者がある程度長期にわたって高度で専門的な能力開発を行えるよう、長期休暇制度の普及を図るほか、自ら職業能力開発に取り組む労働者の費用負担の軽減のための援助などの支援策について検討する。さらに、労働移動を円滑にするためにも、勤労者の持つ技能・知識を具体的に評価・診断する方法を整備する。

③ 労働移動に関して非中立的な制度の見直しの検討

転職によって経済的に不利にならないようにするという観点から、労働移動に関して非中立的な諸制度の在り方について検討する。具体的には、適格退職年金における年金間のポータビリティの確保、退職一時金の算定基礎・支給率の見直し、勤続年数を資格要件とする福利厚生制度の見直しなどの問題について企業において検討する必要がある。

(3) 企業内の人材の円滑なシフトの推進

構造変化に対して就業面で円滑に対応するためには、需要の減少が見込まれる分野の企業が前向きな事業展開を行い、それに対応し得る人材を自社で育成することを促進する必要がある。こうした観点から、教育訓練に係る相談援助を行うとともに、事業展開に伴う配置転換により雇用の場が確保される場合や、その配置転換の前後に教育訓練が実施される場合に支援を行う。また、公共職業能力開発施設における在職者向けの訓練コースの一層の充実を図る。

(4) 中高年ホワイトカラー、新卒者・若年者に対する支援

① 中高年ホワイトカラーに対する支援

事業の再構築等によって雇用調整が避けられない場合、年功的処遇制度は変化しつつあるとはいえ当該制度の下では調整が中高年に向けられる可能性が高く、特に中高年ホワイトカラーが高度で専門的な能力を習得する必要性が高まっている。このため、事業転換に伴う配置転換や異なる企業への転職等が円滑に行えるよう、ビジネス・キャリア制度の拡充を図るとともに生涯能力開発センター（仮称）の整備に努めるなど、中高年ホワイトカラーに対する専門的能力の開発・向上のための教育訓練を充実すべきである。さらに、産業雇用安定センターによる機動的な出向等のあっ旋や情報の提供等により、産業界・企業間における失業なき労働移動を支援する。

② 新卒者・若年者に対する支援

第2次ベビーブーム世代の労働市場への参入等により、当面、新卒者・若年者の就職については厳しい状況が続くことも考えられる。新卒者が円滑に職業生活をスタートできるようにするためには、出身校で限定されることのないオープンな卒労働市場の形成を促進しつつ、学校歴より学習歴を重視した人物評価の普及・定着を推進する。また、応募機会の確保、職業紹介、さらには今後の産業構造・就業構造の変化の方向等に関する情報提供等、積極的な支援策を講じると同時に、長期的な展望に立って採用活動を行うよう企業に働きかける。

さらに、新卒者等若年者の採用の在り方については、採用選考期間を年に複数回設けることや、未就職卒業者やいわゆる第2新卒者にも広く採用選考の門戸を広げること等について、社会的な議論を深め、企業が適材を確保するとともに、若年者が広く応募機会を享受できる環境づくりを促進する。